

確定申告のお知らせ

2/16(木)～3/15(水)

所得税の確定申告について、申告相談の日程を下記のとおりお知らせします。
 なお、収入の種類によって相談日が異なりますので、ご注意ください。



◆整理券の配付について 整理券配付時間:8時30分～15時※先着90名

下記の申告相談は、整理券を配付し、その順番で申告の受付および相談を行います。

年金や給与などの申告をされる方

宇美町職員受付

整理券配付時間内に配付人数が90名に達した場合は整理券の配付を終了します。

日程 2月16日(木)～3月15日(水)

※原則、土日祝日を除きますが、2月26日の日曜日に限り申告相談を行います。

時間 9時～ 整理券番号順に受け付けます。

申告内容によっては順番が前後する場合があります。

会場 宇美町役場2階 大会議室

※収入の種類が営業・不動産などの方は、宇美町職員では受付できません。香椎税務署職員来庁日(2月23日(木)・24日(金))または香椎税務署で申告してください。

※宇美町での申告相談の受付日程などの詳細を掲載したチラシを税務課窓口で配布しております。

営業・不動産などで収支内訳書を添付して申告をされる方

税務署職員受付

日程 2月23日(木)・2月24日(金)

会場 宇美町役場2階 大会議室

受付時間 9時30分～ 整理券番号順に受け付けます。
 ※不動産などを売買した場合の譲渡所得および贈与税の相談は、上記会場ではできません。香椎税務署で申告してください。

☆宇美町にお住まいの方でも下記会場で申告することができます。

【須恵町】日程 2月23日(木)・2月24日(金)

会場 須恵町役場1階 保健センター

☎ 932-1151

【志免町】日程 2月28日(火)・3月1日(水)

会場 志免町役場2階 第2会議室

☎ 935-1001

申告に必要なもの

所得を証明するもの

- ◎源泉徴収票や支払調書
- ◎給与や年金以外の方は、帳簿や経費を証明する書類、領収書、減価償却の計算書など

その他

- ◎申告者の個人番号カード(※下記をご確認ください)
- ◎扶養親族の方などの個人番号が分かるもの
- ◎印鑑
- ◎所得税還付申告の方は、本人名義の口座番号などの控え
- ※申告書や通知が送付されてきた方は、申告会場にお持ちください。

※個人番号カードをお持ちでない方は下記の番号確認書類と身元確認書類をご準備ください。

番号確認書類

通知カード、住民票の写し・住民票記載事項証明書(どちらも個人番号の記載のあるもの)のうちいずれか1つ

身元確認書類

運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、公的医療保険の被保険者証、在留カードなど

控除を証明するもの

- ◎生命保険料および地震保険料等の控除証明書
- ◎社会保険料控除証明書または領収書
- ◎医療費控除を受ける方は、その額を証明する領収書など(※事前に集計をお願いします)
- ◎住宅借入金などの特別控除を受ける方は、年末残高証明書等必要書類
- ◎障害者控除を受ける方は、障害者手帳または障害者控除対象者認定書
- ※介護保険制度で申告時に添付できる資料については6ページをご覧ください。(社会保険料控除、医療費控除、障害者控除)

税務署からのお知らせ

香椎税務署では確定申告相談会場を下記のとおり開設します。

開設日 2月16日(木)～3月15日(水) ※土日祝日除く。

ただし、2月19日および2月26日の日曜日に限り開設します。

受付時間 9時～16時

※例年、申告会場は大変混雑します。受付の制限や長時間お待たせすることがありますので、ご了承ください。
 また3月に入ると税務署などの窓口はさらに混み合います。早めの申告書提出の準備をお願いします。
 なお、香椎税務署へ直接郵送での申告もできます。

e-Tax(国税電子申告・納税システム)を利用しましょう!

e-Taxとは、あらかじめ開始届出書を提出し、利用者識別番号などを取得しておけば(オンラインで取得できます)インターネットで国税に関する申告納税、申請・届出などの手続きができるシステムです。

国税庁e-Taxのサイト(www.e-tax.nta.go.jp)上の「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書などのデータは、e-Taxを利用し自宅から税務署に送信することができます。また、申告書を印刷し、税務署に郵送などで提出することも可能です。

〈e-Taxで提出する際、添付書類は省略できます〉

医療費の領収書や源泉徴収票などは、その記載内容(病院などの名称、支払金額など)を入力して送信することにより、提出または提示を省略することができます。

ただし、税務署から書類の提出または提示を求められることがありますので、法定申告期限から5年間は保管をお願いします。

その他詳細は、国税庁のホームページをご覧ください。



提出および問い合わせ ☎813-8681 福岡市東区千早6丁目2番1号 香椎税務署 個人課税第一部門
 ☎661-1031 ※自動音声ガイダンスに従い、2番を選択すると電話交換につながります。

住民税(町県民税)の申告について

2月1日(水)から税務課窓口で住民税(町県民税)の申告を受け付けます。

- 所得税が課税されない方でも収入がある場合は住民税の申告が必要です。
 (給与以外に所得がなく、勤務先から1月末までに「給与支払報告書」が提出されている方は必要ありません)
- 会社で給与収入について年末調整が終わっている方や、公的年金収入が400万円以下の方でも、給与以外または公的年金以外の所得がある場合は、住民税の申告が必要です。
 (所得税の確定申告をされた方を除きます)
 たとえば、個人年金や生命保険の満期一時金や解約返戻金、損害保険の満期返戻金などの受け取りがあった方で所得税の確定申告が必要ない方でも住民税の申告が必要です。
- 所得税の確定申告の必要がない方でも、配偶者控除や扶養控除、生命保険料控除、医療費控除などの控除を適用するためには、住民税の申告が必要です。
- 収入がない方でも、宇美町の国民健康保険や後期高齢者医療保険に加入している方や非課税証明が必要な方は、住民税の申告が必要です。

◎申告に必要な書類については、右ページの「申告に必要なもの」をご参照ください。

提出および問い合わせ

税務課 町民税係 ☎934-2242